

建築基準法第7条の3第1項及び第6項の規定により特定工程及び特定工程後の工程を指定する告示の改正の概要

1. 改正の目的

東京都における中間検査に係る特定工程を指定する告示（平成19年東京都告示第765号）は、平成22年6月30日をもって期間が終了する。このため、建築基準法施行規則の改正内容に対応するとともに、対象建築物等の見直しを行い、建築物の安全性の確保及び業務の円滑化に努める。

2. 改正点

(1) 中間検査を行う期間

建築基準法施行規則 第4条の11（特定工程の指定に関する事項）が次のとおり改正された。

特定行政庁は次に掲げる事項を公示しなければならない。

- 一 区域を限る場合には当該区域
- 二 期間を限る場合には当該期間（従来は“二 当該期間”となっていた。）

今回、中間検査を行う期間を限る必要がないので、この規則の改正に基づき期間の規定を削除する。

現行

中間検査を行う期間
平成19年6月20日から
平成22年6月30日まで

改正（案）

(削除)

(2) 特定工程等の指定

現行

延べ面積が1万㎡・・・

基礎に鉄筋を配置する工事よりも
早期に着手する床版工事のある場
合は当該床版・・・

改正（案）

延べ面積（増築又は改築後の建築物がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法を設けることにより2以上の独立部分からなる場合は、当該増築又は改築に係る独立部分の延べ面積に限る。以下同じ。）が1万㎡・・・

逆打ち工法（基礎に鉄筋を配置する工事よりも早期に床工事に着手する工法をいう。以下同じ。）による場合にあっては当該床・・・

- 【変更理由】
- ・ 現状は、増築又は改築の場合、増築又は改築する部分と既存の面積を合算し1万㎡を超えると基礎の配筋工事を検査していた。
 - ・ 平成21年8月の「既存不適格建築物の増改築に係る特例の見直し」による平成17年告示第566号改正の趣旨を参考にし、中間検査においても構造上分離されていれば、増築部分のみの延べ面積によることとした。
 - ・ 逆打ち工法の場合の特定工程の問い合わせが多かったので、「逆打ち工法（基礎に鉄筋を配置する工事よりも早期に床工事に着手する工法をいう。以下同じ。）による場合にあっては」とする。（“逆打ち工法”の名称は建築基準法等では用いられていないが、建設会社等で広く用いられている。）
 - ・ 「床」と「床版」の使い方を明確化した。第三号(㊦)イの（）内の「当該工事を現場で行わないもの」（プレキャストコンクリート工事）の場合を「床版」とし、これ以外（現場打ちコンクリート工事）の場合を「床」とする。

3. 施行予定日

平成22年6月30日